

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 農業振興課

不利益処分の内容	道の駅にしかたの原状回復
根拠法令等及び条項	道の駅にしかた条例第13条
	根拠条項 道の駅にしかた条例第13条
	参考事項
設定等年月日	平成23年 9月 2日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 道の駅にしかた原状回復（条例第13条）</p> <p>利用者は、利用が終了したとき又は第10条の規定により利用を取り消されたときは、自己の費用をもって原状に回復しなければならない。</p>